

四日市市危険物規制規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 7 月 2 8 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 5 5 号

四日市市危険物規制規則の一部を改正する規則

四日市市危険物規制規則（昭和 4 8 年四日市市規則第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(製造所等の変更の届出)</p> <p>第 9 条 製造所等の所有者、管理者又は占有者（以下「関係者」という。）は、当該製造所等において次の各号に掲げる事項に該当するときは、危険物製造所等変更届出書（第 6 号様式）により、市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 設置者の氏名又は住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) <u>の変更</u></p> <p>(2) 危険物の貯蔵又は取扱いの方法の <u>変更</u></p> <p>(3) 及び(4) (略)</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、市長が認め</u> <u>た関係者は、前項第 3 号に規定する事項</u> <u>に該当するときであっても、市長に届け</u> <u>出ることを要しない。</u></p> <p>(製造所等における危険作業の届出)</p> <p>第 1 0 条 製造所等の関係者は、当該製造所等において、改造、修理、分解又は清掃等、災害発生のおそれのある作業を</p>	<p>(製造所等の変更の届出)</p> <p>第 9 条 製造所等の所有者、管理者又は占有者（以下「関係者」という。）は、当該製造所等において次の各号に掲げる事項を<u>変更</u>するときは、危険物製造所等変更届出書（第 6 号様式）により、市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 設置者の氏名又は住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>(2) 危険物の貯蔵又は取扱いの方法</p> <p>(3) 及び(4) (略)</p> <p>(製造所等における危険作業の届出)</p> <p>第 1 0 条 製造所等の関係者は、当該製造所等において、改造、修理、分解又は清掃等、災害発生のおそれのある作業を</p>

しようとするときは、危険作業開始の届出書（第7号様式）により関係図面を添えて消防署長に届け出なければならない。ただし、市長が認めた関係者については、この限りでない。

2 及び 3 （略）

しようとするときは、当該作業を開始する日の3日前までに、危険作業開始の届出書（第7号様式）により関係図面を添えて消防署長に届け出なければならない。

2 及び 3 （略）

附 則

この規則は、令和2年9月1日から施行する。

（消防本部予防保安課）